

■情報の名称	学生のための奨学金制度
■目的・内容	東日本大震災による災害救助法適用区域等で家族等が被災した本学の新生及び在学学生であって、家計が急変したため、経済的に修学が困難になった学生に対して支援を行うために、「大分大学学生支援特別給付奨学金」を創設し、経済的な支援を行います。
■特色・特徴等	<p>1 対象者</p> <p>家族等が被災した本学の新生及び在学学生で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 東日本大震災による災害救助法適用区域で家族等が被災した者で、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる家計支持者が被災により死亡又は行方不明の場合</li> <li>・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が全壊又は流出した場合</li> <li>・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水したことにより、主たる家計支持者が1カ月以上の避難生活を余儀なくされた場合</li> </ul> <p>(2) 主たる家計支持者の居住地が福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者</p> <p>2 支給額</p> <p>10万円（給付）</p> <p>他の奨学金との重複受給を妨げない。一人一回限り。</p>
■実施方法又は対応状況	<p>本学新生及び在学学生からの申請に基づき実施します。</p> <p>支給要件を証明する書類等を基に、選考及び判定します。</p> <p>申請時期：毎年4月10日から4月30日の間</p>
■実施場所等	学生支援部学生支援課奨学支援グループで申請を受け付けます。
■問合せ先・電話	<p>大分大学学生支援部学生支援課奨学支援グループ</p> <p>TEL：097-554-7453</p>